

令和4年3月31日

「観音寺市公共施設等総合管理計画（改定案）」についての
パブリック・コメント手続実施結果

令和4年2月7日から令和4年3月8日までの30日間「観音寺市公共施設等総合管理計画改定(案)」について実施したパブリック・コメント手続では、1人から26件の意見をいただきました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらの意見について、内容を要約して整理し、それらに対する市の考え方とあわせて以下に示します。

今後とも市政につきまして、ご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

○意見を募集した施策等：「観音寺市公共施設等総合管理計画（改定案）」

○提出意見　　〈意見の提出者数〉 1名　　〈意見の数〉 26件

　　　　　　　〈意見の提出方法〉 持参　1件

※ 提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲内で、簡略化または文言等の調整をしています。また、内容が類似しているご意見につきましては、まとめて1件分として市の考え方を示しています。

No.	該当箇所	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
1	全般	本計画（改定案）が、建築系公共施設のみを対象としている理由の詳述を求める	本計画は、建築系公共施設、インフラ系公共施設の両方を対象としておりますが、P20第2節数値目標の検証にも記述しておりますとおり、インフラ系公共施設の投資的経費は削減が難しい一方で、建築系公共施設は、総量の縮減によって、投資的経費の削減が図られるという観点から、建築系公共施設の記載が多くなっております。
2		今後の『インフラ系公共施設』に関する管理計画は、どうするか詳しい説明を求める。	インフラ系公共施設についての説明は、P30以降の『施設分類ごとの管理に関する基本的な方針』にお示しているとおりで。

3		第5章『施設分類ごとの管理に関する基本的な方針』において実施するための下位計画の方針を明確に示していない。全面的再検討を求める。	第5章『施設分類ごとの基本的な方針』につきましては、施設分類ごとの今後の基本的な方向性を示しております。詳細につきましては、個別施設ごとに、社会情勢、施設の状態（老朽化度）、利用状況や財政状況を勘案し、市民の皆様のご意見を賜りながら、検討してまいります。
4	第2章 第2節 財政状況の現状と課題（歳入・歳出の状況） P 6～7	図3歳入決算額の推移、図4歳出決算額の推移について歳入合計が歳出より毎年度約10億円前後多いのはなぜか。	近年、単年度の実質収支はマイナスとなっており、財政調整基金の繰入により、会計として黒字になっております。本文中に、説明を追記いたします。
5	第2章 第3節 公共施設等の保有状況 P 8	第3節『公共施設等の保有状況』（1）公共施設の保有状況とあるが内容は、建築系公共施設に内容にすり替わっている。インフラ系公共施設を公共施設としない理由を求めるとともに、第3節施設の保有状況の検討再構成を求める。	本計画の改定にあたり、P 3第4節『対象施設』に記述しているとおり公共施設等を『建築系公共施設』と『インフラ系公共施設』に分類しており、ご意見頂きました点に関しましては、説明が不十分であったため、（1）『公共施設の保有状況』及び表2『公共施設の保有状況』をそれぞれ『建築系公共施設の保有状況』に修正いたします。なお、インフラ系公共施設の保有状況に関しましては、P 10（3）インフラ系公共施設の保有状況に記載しております。
6	”	公園を建築系公共施設、インフラ系公共施設に分割した理由の明記及び施設の分類分けの説明を求める。	公園については、建築系公共施設とインフラ系公共施設の両方の性質があります。現行計画（改定前）では、建物系公共施設のための位置づけでしたが、地方公会計（固定資産台帳）の整備を平成28年度に行った際に、公園はインフラ系公共施設に区分さ

			<p>れることが国から示されました。</p> <p>しかしながら、建築系公共施設から公園を除いてしまうと、現に存在する公園内の管理棟や便所等が集計されないことになるため、建物が含まれる公園施設は、建築系公共施設として、表2に集計しております。説明としてP8※1に追記いたします。施設の分類分けとしては、先にお示ししたとおりです。</p>
7	<p>第3章 第1節 建築系公共施設の更新にかかる費用の見込み P12~14</p>	<p>図6 将来更新費用推計、図7 長寿命化型更新費用推計の図中に平均値（赤線）に数値の記入を求める。</p>	<p>図中に平均値の数値を入れるよう修正いたします。</p>
8	<p>” P14</p>	<p>突然、本文中に『耐用年数を80年とし』との表記がなされており、80年を根拠とする説明がない、説明の記述を求める。</p>	<p>本文中に、目標耐用年数を80年とする根拠としての説明を追記します。</p>
9	<p>” P16</p>	<p>個別施設計画の対策の効果の意味すること、本計画に対する影響についての説明を求める。</p>	<p>長寿命化型推計があくまで推計であるのに対し、個別施設計画は、10年ではありますが、より具体的、現実的な費用の見込みとなるため、今後の課題の参考の意味合いで示していました。本文中に説明を追記いたします。</p>
10		<p>図8 今後の対策費用グラフに平均線・数値の記入を求める。</p>	<p>図中に平均線、数値を入れるよう修正いたします。</p>

11		表 8 今後の対策費用一覧に合計の記入を求める。	表中に合計を入れるよう修正いたします。
12	第 3 章 第 2 節 インフラ系公共施設の更新等にかかる費用の見込み P 17	第 2 節『インフラ系公共施設の更新等にかかる費用の見込み』において、今後の上水道関連の維持管理・更新費用負担に関する説明を求める。	上水道関連施設につきましては、P 8※3にお示ししておりますとおり、平成 30 (2018) 年度に香川県広域水道企業団へ所有権移転を行っておりますので、本計画の対象外施設となります。
13	第 3 章 第 3 節 市全体の中長期的な維持管理・更新等の費用の見込み P 18	第 3 節『市全体の中長期的な維持管理・更新費用の見込み』に記載している数値と日本政策投資銀行四国支店 (2017 年) の観音寺市の公共施設・インフラ施設の更新費では、300 億円程度乖離があるその差異の説明を求める。	日本政策投資銀行四国支店 (2017 年) の観音寺市の公共施設・インフラ施設の更新費:1,666.3 億円 (30 年間) の出所は、現行計画 (改定前) です。本計画改定の趣旨は、長寿命化の考え方に基づく経費見込みを反映することにあります。建築系公共施設やインフラ系公共施設で長寿命化を図ることで、当時の従来型推計の額と比べると、約 300 億円の縮減が図れることを意味します。
14	第 4 章 第 2 節 数値目標の検証 P 22	図 11 の上部に更新費用、下部に維持管理＋事業運営コストのタイトルの付記、下部の「不足分 3 億円」を「削減余剰額 3 億円」に表記の修正を求める。	図中に更新費用、維持管理＋事業運営コストのタイトルの追記し表記の一部を修正いたします。
15		図 11 維持管理＋事業運営コストの財源 20 億に対する表示・説明の付記を求める。	図 11 は、施設の縮減に伴う更新費用額のイメージ図ですので、意見 14 の修正にとどめさせていただきます。

16	第4章 第3節 基本方針	本文における文章の内容、整理、表現法の推敲を求める。	現行計画（改定前）の基本方針を踏襲しておりますので、数値等の変更のみにとどめさせていただきます。
17	基本方針 1 量を減らす P24	本文におけるインフラ系公共施設に関する明確・丁寧な説明を求める。	インフラ系公共施設については、意見1でも回答いたしましたとおり、量を減らすことは、市民生活に直結しますので総量維持とし、P24の記述のとおりとさせていただきます。
18	第4章 第3節 基本方針 基本方針 2 長く使う P24	本文における耐用年数は、『50年』とあるが、P12～13の従来型推計では、60年とある。計画中の耐用年数を明確にすることを求める。	ご意見頂きましたとおり、計画中の耐用年数表記を60年に統一いたします。
19	第4章 第4節 管理に関する基本的な方針 P28	図12 更新における従来型からの長寿命化へのイメージが説明不足であり、詳細な説明の付記及び修正を求める。	文部科学省資料を参考とした例示の図であり、イメージ図としてみて頂けたらと思います。上は従来型（単純に更新する場合）と下は長寿命化を図る場合とで比較をしています。縦軸は費用及び建物の水準、横軸は時間を示していることを表記するよう修正いたします。
20	第5章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針	伊吹支所は、P8表2 公共施設の保有状況のどの部分に含まれているかの説明を求める。	伊吹支所に関しては、P3、P8、P30に示しておりますとおり建築系公共施設の市庁舎等の分類に区分しております。
21	な方針 P30～33	伊吹支所の位置づけ、維持管理、更新に関する方針の説明を求める。	P30に記述しているとおりです。詳細については、意見3のとおりです。

22		診療所は、P 8 表 2 公共施設の保有状況のどの部分に含まれているかの説明を求める。	診療所に関しては、P 3、P 8、P 30 に示しておりますとおり建築系公共施設の保健医療施設の分類に区分しております。
23		診療所の位置づけ、維持管理、更新に関する方針の説明を求める。	P 30 に記述しているとおりです。詳細については、意見 3 のとおりです。
24		4 環境衛生施設、5 観光等施設、6 公営住宅 7 消防施設、10 社会教育施設、11 スポーツレクリエーション施設の方針について、修繕ではなく長寿命化対策を明記することを求める。	個別施設ごとで、長寿命化を図るべき施設については、長寿命化対策を図るよう修正いたします。
25		9 学校教育施設における三豊中学校への対応方針の明記を求める。	本計画は、観音寺市が所有する公共施設等が対象施設としており、三豊市観音寺市学校組合立三豊中学校は、市が所有する施設ではございませんので本計画の対象外施設となります。
26		13 その他施設(建築系公共施設)、14 普通財産における未利用施設について、対策にかかる具体的計画の作成時期・目標の明記を求める。	P 32 に記述しているとおりです。詳細については、意見 3 のとおりです。

【連絡先】

住 所：〒768-8601

観音寺市坂本町一丁目1番1号

担 当：総務部総務課資産経営室

電 話：0875-23-3900

F A X：0875-23-3920

E-mail：soumu@city.kanonji.lg.jp